

入札監理小委員会における審議の結果報告 計量士国家試験事業

計量士試験の実施に関する事務のうち、経済産業局の実施する案内書（願書）の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務（試験問題作成業務等を除く。）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年度実施分から3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. ディスインセンティブの設定等（実施要項案 14～15 ページ、25 ページ）

【論点】

- 計量士試験を適正、確実かつ公正に実施する観点から、設定したディスインセンティブにおける重度と軽度の不備の内容について、明確に整理すべき。
- 重度の不備が生じた場合の契約の解除については、請負報酬の支払いの記載の中でなく、別に項立てしてある契約解除の規定の中で整理すべき。

【対応】

- 重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験の各業務に係る契約金相当額の支払を行わないものとして整理。
- 重度の不備には該当しない場合についても、不備が生じた業務に係る契約金相当額の5%を減額する仕組みを整理のうえ設定。
- 契約の解除の規定については、25 ページの⑫契約の解除、⑬契約解除時の取扱いの記載の中で整理。

2. 従来の実施状況に関する情報の開示（実施要項案 32～33 ページ）

【論点】

- 従来の実施経費のうち、間接部門に係る経費について、積算を精査するとともに、積算根拠を分かりやすくすべき。

【対応】

- 本部と地方（経済産業局等）の間接部門に係る経費を精査したうえで明示。